

事務連絡  
令和7年9月1日

各  
〔医療機関  
介護老人保健施設  
介護医療院〕 御中

厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室

### 医師の勤務実態把握に関する調査への協力依頼

平素から厚生労働行政の推進に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）の施行に伴い、令和6年4月より医師の時間外労働の上限規制が適用となりました。令和2年12月22日に公表された「医師の働き方改革の推進に関する検討会」中間とりまとめでは、「上限規制適用開始後の2024年度以降は、地域医療確保暫定特例水準の終了年限の目標である2035年度末に向けて医師の労働時間の短縮を進めていく必要がある」とされております。これを受け、令和4年に行われた医師の勤務環境把握に関する調査に引き続き、厚生労働省委託事業「医師の勤務実態把握のための調査事業」における有識者委員会において、施設及び医師個人を対象とした、医師の勤務実態把握に関する全国大規模調査が行われることとなりました。

本事業における調査結果は、令和6年4月の施行以降、医師の労働時間の短縮が進んでいるかを確認するとともに、医師の働き方改革の取組を推進すべき対象を明らかにするために有用なものになると考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、本調査へのご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上

（お問い合わせ先）

厚生労働省委託事業「医師の勤務実態把握に関する調査」事務局  
PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

電話番号：0120-174-172（平日10時～17時）

※なお、お問合せの窓口は株式会社サーベイリサーチセンターが担当しています。